

林地開発許可制度の見直しについて

- 林野庁では、太陽光発電に係る林地開発許可基準の運用状況の検証等のため、令和4年1月に有識者を委員とする「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」を設置し、許可基準等の見直しを検討。
- 検討結果を踏まえ、令和4年9月、森林法施行令及び施行規則等を改正。
- 令和4年11月には、許可基準等の制度の運用に係る内容を、技術的助言として都道府県宛てに通知。

森林法施行令及び施行規則等の主な改正内容

改正前の主な内容

- 地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において、1haを超える土地の形質変更を行う場合、都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けようとする者は、申請書に位置図、区域図、計画書等を添付して申請。

- **太陽光発電設備の設置**を目的とした土地の形質変更を行う場合、**0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。**
- 許可を受けようとする者に対し、**防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証する書類を添付**することを義務付け。

通知において新たに示す主な内容

➤ 開発規模の一体性の判断に関する整理

- ・実施主体、実施時期、実施箇所のそれぞれについて、**開発規模の一体性を判断するための考え方を明確化。**

➤ 降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備

改正前の主な内容

- ・排水施設の断面の設計雨量強度：10年確率
- ・洪水調節池の設計雨量強度：30年確率
- ・土砂流出により下流に災害が発生するおそれがある場合、えん堤等の対応策を措置。

- ・周辺に人家等の保全対象がある場合、**排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用することとする。**
- ・河川等の管理者が必要と認める場合、**洪水調節池の設計雨量強度について50年確率を採用できることとする。**
- ・**山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の対応策を措置**することを明確化。

➤ 開発事業者の施工体制の確認

- ・資力・信用、能力のそれぞれについて、具体的に提出を求める書類を例示。
- ・**主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまでは他の開発行為を行わないこと**などを許可に付す条件として例示。

➤ 防災施設等の施工後の管理

- ・緑化措置について、**植生が定着しないおそれがある場合、一定期間の経過観察を行った上で完了確認を行うことができることとする。**
- ・完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、**計画書の内容に防災施設の維持管理方法を位置づけ。**

➤ 地域の意見の反映

- ・森林法に基づく**市町村長の意見聴取**について、**意見への対応方法を示すとともに、様式を例示し聴取事項を明確化。**
- ・太陽光発電設備の設置を目的とした開発については、必要に応じ**地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を促すこととする。**